

県南広域振興局長告示第64号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和7年6月13日

県南広域振興局長 菅原健司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 折壁大原線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市室根町折壁字田茂木291番1地先から291番9地先まで	新	m 22.3～13.2	m 45.9
	旧	24.5～13.2	45.9

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター
- (2) 期間 令和7年6月13日から同年7月14日まで